

地方創生の 取り組み 2

管内人口減少率 ワーストワンの 返上を目指して

先月号より地方創生事業の取り組み状況を報告しておりますが、なぜ今、地方創生が重要政策となっているのでしょうか。地方分権が叫ばれてから約20年になります。都市と地方の格差は拡大の一途を辿っています。今、地方は自らの生き残りを賭けて、知恵を搾り、具体的な行動を起こし「小さいながらも輝く町」を官民協働で創らなければ、疲弊の一途と成りかねないからです。「ふるさとを守り、次世代へ引き継ぐ」それが地方創生の取り組みです。

複合庁舎建設と まちなか再生

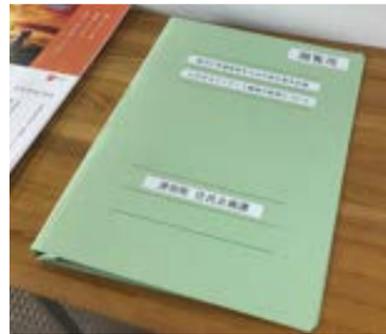
まちなか再生で重要となる施策は賑わいを取り戻すことです。そのためには多くの人、出来るだけ多くの時間留まる仕組みが必要となります。それは用事を足すことができる施設がいくつあるか。「ついでに」がどれだけ充実しているかが鍵となります。役場庁舎が賑わいの拠点となることは考え難いですが、ついでに寄る場所には十分に成り得ます。現行役場周辺から国道に面する土地までの一体的開発が出来れば、まちなかの姿は大きく変わることになります。今後も町民が使いやすい庁舎周辺開発を第一に施設配置計画（ゾーニング）案を煮詰めていきます。

アンケート調査 から見えること

町ではまちなか再生に係るアンケートを今年の8月に実施しています（対象千人、回答率28・3%）。その中でまちなかに欲しい機能という問いに買物環境の充実が多く挙げられていました。

具体的には特産品の販売所（アンテナショップ）、ドラッグストア、大型スーパーなど。また公共的施設では図書館、休憩や歓談ができるスペース、バスターミナルに比較的高い要望がありました。これらの回答から、日常生活出来るだけ町内で済ませたい。ワンストップで用事を済ませたいなどのニーズがあることがわかります。

また、新庁舎に求めるものとして「災害時の防災拠点」が半数以上、「広い駐車場、子育て世代、高齢者、障がい者への配慮」に約4割の方が必要と感じています。これらのアンケート結果は町のホームページと役場ロビー、中央公民館ロビー、さんさん館にて閲覧可能です。



▶役場ロビーの閲覧用アンケート結果

地産外消で 稼ぐ町づくりを

国道240号は一日に4千台の交通量があります。これを活かして、通過車両に寄ってもらえる仕掛けと、町でお金を使ってもらう仕組みをつくりたい。その取り組みとして特産品開発とそれを購入できる（仮称）つべつマルシェの立上げがあります。

マルシェの運営は純民間組織の（仮称）津別まちづくり会社で行うことを基本とし、その収益がまちづくりへ再投資される持続可能な仕組みを目指します。

そのため今年度は、特産品資源の掘り起こしとして事業者へのヒアリングを実施しています。また翌年度は、試験的に既存施設を利用しマルシェを仮オープンさせる予定です。

空き家・空き店舗 の活用推進で 新しい価値を

まちなか再生では、新しい施設建設が焦点になりがちですが、既存の空き家・空き店舗の利活用も重要な政策となります。

ます。これらの有効活用で起業支援や移住者支援の拠点（仮称）移住総合案内人の設置を行ないます。今年度は、空き家等に新しい価値を生み出す活動（エリアリノベーション）として起業希望者などを対象にワークショップを開催中です。



▲ワークショップの様子

団体向け出張説明会も 対応します

今後も住民の皆様との意見交換の機会を作りたいと考えておりますが、各種団体向けに担当員が参り「まちなか再生」の取り組みをご説明する「出張説明会」も承りますので、お気軽にご相談ください。団体の種別は問いません。まずは、希望の日時や人数など、ご連絡ください。

早期の作業にご理解を

除雪の出動基準は概ね10cmとして、**早期3時**ころから出動します。騒音や振動でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いします。

路上駐車はやめて

路上駐車は、除雪作業への支障ばかりではなく、交通事故につながるおそれがあります。絶対しないでください。故障などでやむを得ない場合は、除雪車やほかの車に分かるような措置を取りましょう。そ

してできる限り速やかに移動してください。 ※「路上駐車」は法律で禁止行為とされています（自動車の保管場所の確保等に関する法律：三月以下の懲役、又は二十万円以下の罰金）。

道路に物を置かないで

自宅や車庫出入口に車両用スロープ台や看板用ブロックなどを置かないでください。作業の支障や事故の原因となります。

歩道に雪を出さないで

車道や歩道に出された雪がよく見られます。車道や歩道に雪が出されると、わだちが生じてハンドルが取られたり、歩行者（多くは子どもやお年寄り）が車道を歩かざるを得ないなど、危険な事態につながります。 ※「道路への雪出し」は法律で禁止行為とされています（道路交通法：三月以下の懲役、又は五万円以下の罰金）。

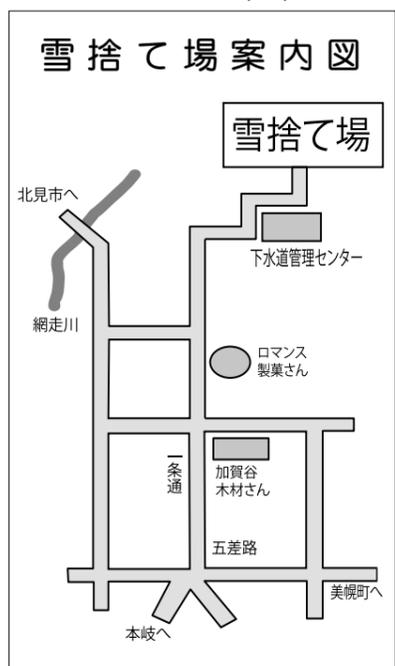
除雪車に近づかないで

除雪では常に「安全」を意識して作業を行っていますが、除雪車は音も大きく、後方などに死角が多いことから大変危険です。絶対に近寄らないでください。特に子どもに対するご指導をお願いします。

また、排雪のときに除雪車に向けて雪を出すこともおやめください。除雪車に近づくことになり、大変危険です。ご家庭や事業所敷地内、または指定の雪捨て場（場所は左図のとおり）に搬出してください。

除雪に関する問い合わせは

- 国道に関すること
北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所
☎0157-362281
- 道道に関すること
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課
☎0152-410742
- 町道に関すること
役場建設課 ☎76-2151
除雪センター ☎76-2739



除雪作業にご理解とご協力をお願いします

町では皆さんのご意見やご要望を念頭に、安全で迅速、効率的な除排雪を行っています。しかし、行政だけの除雪には作業に限界があり、町の方一人ひとりのご理解と地域ぐるみの協力が不可欠です。いよいよ除雪のシーズンの到来です。次のことについて、今年も皆さんのご協力をお願いします。